

「独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度
の在り方に関する有識者会議」の設置について

2019年3月6日
高等教育局長決定

1. 趣旨

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）奨学金の返還に係る保証については、奨学金制度発足時からの「人的保証」と2004年度に導入した「機関保証」の貸与を受ける者による選択制で実施してきたところ。

しかし、近年の社会環境の大きな変化によって、「人的保証」においては、連帯保証人の高齢化や保証人を選任しづらい状況が想定され、また、これまでの事業規模（貸与人員）の大幅な拡充に伴い、返還請求に係る業務も増大している。一方で、「機関保証」においても、加入率が半数に満たない状況が続いているとともに、自己破産・モラルハザード防止対策など、「人的保証」、「機関保証」のそれぞれに課題が生じてきていることから、保証制度全体の在り方についてあらためて検討を行う必要がある。

このため、「独立行政法人日本学生支援機構奨学金事業における保証制度の在り方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を設置し、有識者からの意見等を聴取するもの。

2. 検討事項

- 保証制度の現状と課題に関すること
- 今後の保証制度の在り方に関すること
- 保証機関の収支健全性・安定性（保証料率の設定方法を含む）に関すること
- その他

3. 実施方法

会議は、別紙に掲げる有識者により構成することとし、オブザーバーとして機構及び日本国際教育支援協会のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることとする。

なお、本会議は、文部科学省において、機構の保証制度全体の在り方を検討するにあたり、有識者から意見等を聴取するものであるが、会議を公開した場合、構成員の自由な意見等が制約されるおそれがあるため、非公開で行うものとする。

4. 設置期間

2019年3月18日から2020年3月31日までとする。

5. 庶務

会議に関する庶務は、学生・留学生課において処理する。